

南池袋二丁目28番街区地区内における土地の有償譲渡の制限に関するお知らせ

南池袋二丁目28番街区地区第一種市街地再開発事業の地区内において、土地の有償譲渡を行う場合（土地及びこれに定着する建築物その他の工作物を有償で譲り渡そうとする場合を除く。）は、都市計画法（昭和43年法律第100号）第57条第2項から第4項までの規定による制限を受けますのでお知らせいたします。なお、同条第2項の規定による届出先及び届出をすべき土地の所在は、下記の通りです。

記

1. 市街地開発事業の種類及び名称

種類 東京都市計画第一種市街地再開発事業

名称 南池袋二丁目28番街区地区第一種市街地再開発事業

2. 都市計画法第57条第2項の規定による届出先等

氏名 豊島区長 高際みゆき

住所 東京都豊島区南池袋2-45-1

提出先 豊島区都市整備部都市計画課（豊島区役所 本庁舎6階）

届出様式 別添 別記様式第11

3. 届出をすべき土地の所在（地名地番）

南池袋二丁目28街区地区第一種市街地再開発事業の区域

東京都豊島区南池袋二丁目95番1、同95番2、同95番3、同95番4、同95番5、同95番6、同95番7、同95番8、同95番10、同95番11、同95番12、同95番13